

## 愛知労働局における定期監督等及び申告処理状況

平成 26 年に管下 14 労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（ 1 ）の実施結果及び申告処理（ 2 ）状況を以下のとおり取りまとめた。

定期監督等を実施した事業場数 5,395 事業場

3,961 事業場（73.4%）において、何らかの関係法令違反が認められた。  
件数が多い違反は、労働時間、健康診断、安全基準違反等であった。

引き続き、長時間労働抑制、過重労働健康障害防止、労働災害防止、化学物質による健康障害防止、一般労働条件の確保・改善を図る。

申告処理を要した件数 1,819 件

前年比 6.3% 増加、賃金不払事案は増加、解雇事案は減少した。

具体的に法違反を認めた 898 事業場に是正を指導した。

引き続き、法定労働条件の遵守に向け、事案の解決に向け迅速・的確な対応を図る。

### 1 定期監督等について 表 1 参照

#### (1) 業種別の状況

業種	定期監督等実施件数	うち、違反事業場件数
製造業	1,976	1,535
建設業	1,056	624
商業	738	593
保健衛生業	519	398
運輸交通業	303	235
接客娯楽業	202	168
全業種	5,395（前年比 1,490 減）	3,961

#### (2) 違反件数が多い主な違反内容 表 2 参照

違反内容
労働時間 違反件数 1,505 件（27.9%：定期監督等実施件数に対する割合）
<p>&lt; 典型的な事例 &gt;</p> <p>時間外労働に関する協定届を所轄署に届出せず、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。また、協定の届出はあるものの、協定時間を超えて時間外労働を行わせているもの。</p>

健康診断 1,063 件 (19.7%)
<p>&lt; 典型的な事例 &gt;</p> <p>常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの。また、深夜業など特定業務従事者に対し、配置替えの際及び 6 月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を実施していないもの。</p>
安全基準 964 件 (17.9%)
<p>&lt; 典型的な事例 &gt;</p> <p>労働者の身体の一部が挟まれ、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト等に、覆い、囲いを設けていないもの。</p> <p>また、高さが 2 m 以上の作業床、開口部に墜落の危険があるのに、手すり、覆い等を設けていないもの。</p>
割増賃金 744 件 (13.8%)
<p>&lt; 典型的な事例 &gt;</p> <p>時間外労働、深夜労働等を行わせているのに、法定割増賃金（通常の賃金の 2 割 5 分以上）を支払っていないもの、本来、算定基礎に含めるべく職務手当等を算入せず、法定割増率を下回るもの。</p>
就業規則 648 件 (12.0%)
<p>&lt; 典型的な事例 &gt;</p> <p>常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、所轄署に就業規則の作成・届出（変更届）がないもの。</p> <p>就業規則に必要記載事項の一部を記載していないもの。</p>

### (3) 定期監督等による改善事例

#### 事例 1

過重労働が疑われたため臨検監督を実施したところ、一部の労働者に対し時間外・休日労働に関する協定の限度（特別延長時間月 70 時間）を超えて月 100 時間以上（最大 115 時間）の時間外労働を行わせていたため、是正を勧告した。また、時間外・休日労働に関する協定の適正な運用について、再発防止対策及び対策実施後の実績報告を求め、併せて、過重労働による健康障害防止について指導し、改善を図ったもの。（業種：商業）

#### 事例 2

労働時間管理に問題が疑われたため臨検監督を実施したところ、十数名の労働者に対し時間外・休日労働に関する協定の限度（特別延長時間月 90 時間）を超えて月 100 時間以上の時間外労働を行わせ、また、特別延長時間まで延長できる回数を 6 回としているのに、これを超えて時間外労働を行わせていたため、是正を勧告した。また、時間外・休日労働に関する協定の適正な運用、過重労働健康障害防止及び労働時間の適正把握について指導し、改善を図ったもの。（業種：製造業）

#### 事例 3

貨物運送事業場において、運転者について、労働時間が時間外・休日労働に関する協定の限度を超

え、また、度々、拘束時間が改善基準告示( 3)の限度を超えていたことが判明したため、是正を勧告し、併せて、陸運関係機関に事案を通報したものを。

( 4 ) 定期監督等による今後の指導方針

平成27年度も、昨年に引き続き、長時間労働の抑制および過重労働による健康障害の防止、死傷災害の減少を図るための労働災害の防止、化学物質による健康障害の防止、一般労働条件及び特定分野の確保・改善を図るために、事業場自らが自発的に改善することを促進し、あらゆる機会に関係法令の周知・啓発を実施するとともに、労働基準監督官が直接事業場を指導する「監督指導」を一層推進していきます。また、重大・悪質な事案については、行政指導にとどまらず、行政処分、特別司法警察の権限を含めた厳正な対応を行うこととしています。

- ( 1 ) 定期監督等とは、労働基準監督官が事業場に対して行う立入検査のことである。
- ( 2 ) 申告とは、事業場が労働関係法令に違反している事実を労働者が労働基準関係機関等に申し立てることをいい、これを受けた労働基準監督署において、事業場を臨検し又は事業主の出頭を求めて違反の事実を確認し、違反が認められた場合には、是正を勧告するなどにより改善を図らせることを申告処理という。
- ( 3 ) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準で、拘束時間、運転時間、休息期間等の限度を定めている。

## 2 申告処理の状況

(1) 業種別の状況 表3、4、5、 グラフ1、2参照

業種	申告件数
接客娯楽業	291 件(前年比 - 12 件)
商業	274 件(同 + 17 件)
建設業	235 件(同 - 3 件)
製造業	205 件(同 + 15 件)
その他の事業	358 件(同 + 33 件)
うち派遣業	238 件(同 + 70 件)

(2) 主要な申告事項

申告内容
賃金不払(一部不払い等を含む) 違反件数 1,372 件(75.4% : 要申告処理件数に対する割合)
<p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>経営不振、恣意的な判断など事業主の都合により、定期賃金の全部または一部が所定期日に支払われない。事業主の認識不足等により、長期間にわたり時間外労働・休日労働に対する割増賃金が支払われない。休業を命じられたのに、所定支払日に休業手当(平均賃金の6割以上)が支払われない。</p>
解雇 187 件(10.3%)
<p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>30日以上前の予告または解雇予告手当(30日分以上の平均賃金)の支払いがなく、解雇された。</p>
最低賃金 147 件(8.1%)
<p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>時間換算した賃金額が、適用を受ける愛知県最低賃金額、特定(産業別)最低賃金額を下回っている。</p>
労基法 - その他(労働条件通知書、就業規則等) 140 件(7.7%)
<p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>雇入れに際し、賃金、労働時間その他労働条件を書面などで明示されていない。常時10人以上の労働者を使用しているのに、所轄署に就業規則の作成・届出(変更届)がなく、周知もされていない。</p>
労働時間等 30 件(1.6%)
<p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>法定労働時間を超えて、長時間にわたり時間外労働を行っている。また、時間外労働に関する協定の限度を超えて時間外労働を行っている。</p>

(注: 1件の申告について複数の申告事項に及ぶことがあるので、主要な申告事項の合計数と申告処理件数は一致しない。また、申告事項の 賃金不払には休業手当、割増賃金未払いを含みます。)

### ( 3 ) 申告処理による改善事例

#### 事例1

外国人技能実習生から時間外労働の割増賃金未払いに係る申告を受け、入国管理局と合同の臨検監督を実施したところ、割増賃金不払いが確認されたため、是正勧告を行った。過去に遡り不足分として約 1,000 万円が支払われた。

#### 事例2

申告者から急に退職したことを理由とした定期賃金未払いに係る申告を受け、事業主を呼び出して事実確認したところ、賃金不払い(約 16 万円分)が確認され、行政指導により改善が図られた。

### ( 4 ) 申告処理に係る今後の指導方針

申告件数は、平成 21 年のリーマンショック以降、減少していたが、平成 26 年は増加に転じた。違反は 7 割弱であり、依然として、法定労働条件の確保に課題があることを示している。

法定労働条件の遵守は使用者の責務であり、特に、解雇、賃金不払等の事案については、労働者の生活に直結する問題であることから、労働者のおかれている状況に留意しながら、事案の解決に向け迅速・的確な対応を図っていくこととしている。

#### (参考)

##### 主要申告事項の関連法規概要

#### ( 1 ) 解雇 (労働基準法第 20 条)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前に予告をしなければならない。その予告をしない使用者は、30 日以上平均賃金 (解雇予告手当) を支払わなければならない。

解雇予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

#### ( 2 ) 賃金不払 (労働基準法第 24 条)

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。

賃金は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。

定期監督等における実施件数・違反率(表1)

	平成26年		平成25年		平成24年		平成23年		平成22年	
	定期監督等 (件)	違反率 (%)								
製 造 業	1,976	77.7	2,222	76.0	2,617	77.4	2,500	72.4	2,421	71.0
鉱 業	4	50.0	15	80.0	14	71.4	4	50.0	2	50.0
建 設 業	1,056	59.1	1,299	55.5	1,435	56.9	1,229	52.0	1,276	46.9
運 輸 交 通 業	303	77.6	515	73.4	654	75.1	561	77.0	498	75.5
貨 物 取 扱 業	55	47.3	87	59.8	72	56.9	51	82.4	65	50.8
工業的業種小計	3,394	71.4	4,138	68.9	4,792	70.6	4,345	67.3	4,262	64.0
農 林 業	7	42.9	27	55.6	23	65.2	22	68.2	21	54.5
畜 産 ・ 水 産 業	1	100.0	3	66.7	2	100.0	11	81.8	0	-
商 業	738	80.4	1,198	74.1	1,323	75.7	1,399	71.5	393	67.1
金 融 広 告 業	36	91.7	55	50.9	26	69.2	31	45.2	37	56.8
映 画 ・ 演 劇 業	4	50.0	16	56.3	2	100.0	4	100.0	3	100.0
通 信 業	8	50.0	26	23.1	12	58.3	33	9.1	16	31.3
教 育 研 究 業	47	72.3	85	64.7	45	73.3	75	57.3	48	60.4
保 健 衛 生 業	519	76.7	516	77.1	332	66.9	305	75.1	276	74.6
接 客 娯 楽 業	202	83.2	377	79.0	376	75.3	431	75.9	176	72.2
清 掃 ・ と 畜 業	98	72.4	89	69.7	100	61.0	86	68.6	73	74.0
官 公 署	0	-	0	-	0	-	0	-	2	0.0
そ の 他 の 事 業	341	68.0	355	67.3	361	69.5	503	61.0	492	63.2
非工業的業種小計	2,001	76.9	2,747	72.8	2,602	72.9	2,900	69.3	1,537	67.1
合 計	5,395	73.4	6,885	70.5	7,394	71.4	7,245	68.1	5,799	64.8

定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反(表2)

労働基準法違反件数

	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条
	労働条件 明示	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
22年	459	201	1,188	46	697	567	286
23年	774	282	1,801	85	995	972	410
24年	841	338	1,965	108	980	924	508
25年	911	347	1,922	98	1,028	796	553
26年	631	313	1,505	76	744	648	409

労働安全衛生法違反件数

	10～19条 (13,14条除)	14条	20～25条	20～25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生 管理体制	作業 主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事 業者・注文者	定期自主 検査	安全衛生 教育	就業制限	作業環境 測定	健康診断
22年	840	235	968	254	130	482	122	113	114	749
23年	752	249	1,020	280	146	513	115	143	109	1,090
24年	800	378	1,285	460	192	658	149	155	187	1,321
25年	646	317	1,065	364	148	469	119	137	153	1,298
26年	561	315	964	364	115	409	92	101	207	1,063

年別申告件数と違反率（表3）

業種	平成26年		平成25年		平成24年		平成23年		平成22年		平成21年	
	申告件数	違反率 (%)										
1 製造業	205	70.0	190	81.9	189	75.7	263	77.4	276	66.5	322	69.6
2 鉱業	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	2	0.0	1	100.0
3 建設業	235	62.9	238	65.8	289	69.0	299	65.0	304	72.3	314	67.8
4 運輸交通業	184	61.4	168	61.2	177	69.3	181	74.6	241	67.2	306	66.0
5 貨物取扱業	11	75.0	8	83.3	8	71.4	7	85.7	12	71.4	9	85.7
6 農林業	4	100.0	9	83.3	6	75.0	6	33.3	9	85.7	8	80.0
7 畜産・水産業	1	100.0	1	100.0	1	0.0	3	100.0	0	0.0	3	100.0
8 商業	274	71.6	257	69.8	292	74.1	351	74.6	381	73.4	414	72.6
9 金融・広告業	24	82.4	27	77.8	40	88.5	48	81.8	68	76.4	73	73.0
10 映画・演劇業	1	100.0	4	0.0	2	50.0	1	0.0	4	33.3	0	0.0
11 通信業	3	50.0	3	50.0	3	0.0	7	75.0	5	75.0	3	66.7
12 教育・研究業	42	68.8	42	72.0	57	78.3	47	66.7	56	59.0	61	74.1
13 保健衛生業	143	67.0	88	65.5	85	62.9	99	71.1	114	67.7	100	66.7
14 接客娯楽業	291	77.8	303	79.7	285	75.3	391	72.5	422	68.5	403	76.0
15 清掃・と畜業	43	75.0	45	60.0	39	64.3	53	62.5	63	70.6	71	76.0
16 官公署	0	0.0	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
17 その他の事業	358	70.5	325	72.8	317	67.0	392	71.6	443	70.5	737	69.1
うち派遣業	238	70.8	168	65.7	164	59.7	214	72.9	258	72.8	514	67.8
合計	1,819	69.8	1,711	71.7	1,791	71.4	2,148	72.1	2,400	69.8	2,826	70.5

平成26年申告処理件数(表4)

業種	26年申告処理件数	25年申告処理件数	前年比増減	
			件数	増減率
製造業	205	190	15	7.9%
鉱業	0	0	0	0.0%
建設業	235	238	3	-1.3%
運輸交通業	184	168	16	9.5%
貨物取扱業	11	8	3	37.5%
工業的業種計	635	604	31	5.1%
農林業	4	9	5	-55.6%
畜産・水産業	1	1	0	0.1%
商業	274	257	17	6.6%
金融・広告業	24	27	3	-11.1%
映画・演劇業	1	4	3	-0.1%
通信業	3	3	0	0.0%
教育・研究業	42	42	0	0.0%
保健衛生業	143	88	55	62.5%
接客娯楽業	291	303	12	-4.0%
清掃・と畜業	43	45	2	-4.4%
官公署	0	3	3	0.0%
その他の事業	358	325	33	10.2%
うち派遣業	238	168	70	41.7%
非工業的業種計	1,184	1,107	77	7.0%
合計	1,819	1,711	108	6.3%

平成26年申告処理状況及び主な申告内容(表5)

愛知労働局

業種	申告処理件数	違反率(%)	主な申告内容(件数)					
			労働基準法				最低賃金法	労働安全衛生法
			賃金不払	解雇	労働時間等	その他		
製造業	205	70.0	141	23	4	26	20	9
鉱業	0	0.0						
建設業	235	62.9	183	23		9	17	1
運輸交通業	184	61.4	138	11	9	22	17	5
貨物取扱業	11	75.0	9	1			1	
工業的業種計	635	65.1	471	58	13	57	55	15
農林業	4	100.0	1	1				
畜産・水産業	1	100.0	1					
商業	274	71.6	211	32	5	22	39	2
金融・広告業	24	82.4	20	4		4	1	1
映画・演劇業	1	100.0	1					
通信業	3	50.0	3				1	
教育・研究業	42	68.8	29	4	1	2	4	
保健衛生業	143	67.0	111	18	5	12	9	3
接客娯楽業	291	77.8	226	28	3	9	18	
清掃・と畜業	43	75.0	29	9	2	8	2	
官公署	0	0.0						
その他の事業	358	70.5	269	33	1	26	18	1
うち派遣業	238	70.8	188	25		14	12	
非工業的業種計	1,184	72.5	901	129	17	83	92	7
合計	1,819	69.8	1,372	187	30	140	147	22